

課長	課長補佐	係長	係	記録

【会議名：第二回文化財保護審議会】

会 議 録

開示
 一部開示（理由：条例第 条第 号該当）
 不開示
 時限不開示（開示： 年 月 日）

作成日 令和5年3月7日

日	令和5年3月3日	時間	13:30 ~ 15:10	場所	203・204 会議室
内容	1 開会 2 報告 (1) 伊藤家住宅の一般公開開始について (2) 市振駅駅舎等の登録有形文化財の告示について (3) 真光寺の大イチョウについて (4) 栢形山（谷内城跡）の市文化財指定要望について (5) 任期満了に伴う令和5・6年度文化財保護審議委員の任用について 3 議題 糸魚川市文化財保存活用地域計画について 4 その他				
出席者	【出席者】 吉田会長、井伊副会長、池亀委員、小椋委員、倉又委員、小林委員、室川委員 【欠席者】 佐藤委員、吉倉委員 【事務局】 鶴本教育長、山本課長、山岸係長、猪又主査、小池主任主事				
	傍聴者定員	一人		傍聴者数	0人

会議要旨

- 2 報告 ※議事進行については吉田会長が議長となる。
- (1) 伊藤家住宅の一般公開開始について
- 【委員】 見学者や伊藤家当主からの感想はあるか。
- 【事務局】 見学後のアンケートなどをとっていないが、受付時にこれまで非公開であったので気になっていたとの話は何度も聞いている。
- 【会長】 11月2日に生涯学習課の講座に17名出席があり、北前船の話をした後、伊藤家と五霊神社の見学が行われた。アンケートでは、伊藤家の見学ができてよかったという意見が多かった。
- (2) 市振駅駅舎等の登録有形文化財の告示について
- 【会長】 今後の管理はトキ鉄であるか。
- 【事務局】 その通りである。

(3) 真光寺の大イチョウについて

- 【委員】 地上から5～6メートル付近で枝分かれし、サクラと思われる気が伸びている。高所作業車などで切ることは可能かもしれない。本来はイタヤが生えていたとの記述もあるため切った方がよいのではないか。
- 【会長】 県指定の記念物だが、県からは対応しないのか。
- 【事務局】 県からは対応しないとのことである。
- 【会長】 地元がすべて対応するのか。
- 【事務局】 基本は、所有者・管理者が対応するものである。地元からの相談を受ければ対応する。
- 【委員】 県指定であっても管理者が対応するものなのか。
- 【事務局】 所有者・管理者が対応することが基本。修理や補修では補助金が出るものもある。
- 【委員】 伊藤家は見学が始まっているが、見学者が家の中を歩くなどで床が減ったりする可能性もあるが、その際の修理や補修はどうなるのか。
- 【事務局】 補助対象となるものであれば国からの補助金が出る。
- 【会長】 杉之当の大スギとシナノキはどうなったか。
- 【委員】 大スギは2本に分かれた内、1本は崩れ落ちてしまっている。残る1本も状態は良くない。また、シナノキはスキー場関係者が誤って切ってしまった。

(4) 桁形山（谷内城跡）の市文化財指定要望について

- 【委員】 現在、城跡の指定は4つ（根知城、不動山城、金山城、徳合城）だが、指定された際のメリットはあるのか。
- 【事務局】 保存の対象となるため現状変更等での規制をかけることができる。
- 【会長】 城郭大系には糸魚川西頸城で22の城跡が載っている。他の城跡との兼合いもあるのではないか。
- 【委員】 谷内城が公平にみて指定に値するか評価する必要があるのではないか。
- 【事務局】 指定の判断基準や他の未指定の城跡との兼合いの検討が必要。
- 【委員】 基本的には申請主義なのか。
- 【事務局】 基本は申請主義であるが、意見具申によって国・県・市から指定することもある。勝山城跡は現状で、県立公園の範囲内でもあり保護されているので早急に指定は必要ない可能性もある。
- 【委員】 地元は市指定に何を期待しているのか。
- 【事務局】 はっきりは聞いていないが、近年、地区での整備・活用が活発にみられるので何かあった際の補助金を望んでいるのではないか。
- 【会長】 保存会はあるのか。
- 【委員】 保存会はないが、有志（30～40人）で整備や登山のイベントを行っている。

(5) 任期満了に伴う、令和5・6年度文化財保護審議会委員の任用について

意見・質問なし

3 議題

糸魚川市文化財保存活用地域計画について

- 【委員】 表6 ジオパークの各エリアの記述が専門的、情緒的、文学的なものが入り混じっている。
- 【事務局】 各エリアの概要特徴はジオパーク協議会の巡検案内書（リーフレット）のサブタイトルを記載している。
- 【委員】 図14 東西文化の違いの写真で年取り魚は切り身の写真の方がよいのでは。
- 【委員】 表11 未指定文化財の件数が本文と合っていない。
- 【事務局】 数が減っている箇所があり、合計は1,342件となる。
- 【委員】 P52の「糸魚川市根知の糸魚川—静岡構造線」の記述で“先延ばしとなっていました”が指定済みなのか、未だに先延ばしなのかわからない表現である。
- 【事務局】 すでに指定されているので明確になる文章に変更する。
- 【委員】 希少動植物については、環境生活課で保護条例を作っている。
クモツマキチョウは文化財パトロールで指定地では一度も確認していない。実際は大所川や小滝川の流域が生息域となっているようである。種の指定をすれば条例で獲ることはできなくなるが、文化財のエリアを修正できるのであればするべきである。
- 【委員】 天然記念物のうち、動物植物など種の保存法で規制を受ける以外に、生息範囲など地域を限った指定についても、年度を区切って見直しすることも計画的に行うべきである。
- 【委員】 今後計画を進めていく上で、組織の中で、諸団体と学識者の役割、また学識者の立場を明確にして進めていく必要がある。
- 【委員】 相馬御風の功績と文化財保護は関係が深いので、明確に掲げるとともに、計画変更の際には、他の功績者も掲載するのが望ましい。

以上